省　令

○総務省令第六十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十五日

総務大臣　寺田　稔

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（定義等） **第二条**　電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。 ［一～三十七の六　略］ 三十七の七　「衛星位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、並びに船舶局及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する無線設備をいう。 ［三十七の八　略］ 三十八　「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、人工衛星局の中継により、並びに船舶局及び航空機局に対して、当該遭難自動通報設備の送信の地点を探知させるための信号を送信するものをいう。 ［三十九～九十三　略］ ［2　略］ （具備すべき電波等） **第十二条**　［略］ ［2～8　略］ 9　次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。	（定義等） **第二条**　［同上］ ［一～三十七の六　同上］ 三十七の七　「衛星位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する無線設備をいう。 ［三十七の八　同上］ 三十八　「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、当該遭難自動通報設備の送信の地点を探知させるための信号を送信するものをいう。 ［三十九～九十三　同上］ ［2　同上］ （具備すべき電波等） **第十二条**　［同上］ ［2～8　同上］ 9　［同上］

無線設備	電波の型式及び周波数
［略］	［略］
衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波一二一・五MHz、G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz
［略］	［略］

無線設備	電波の型式及び周波数
［同上］	［同上］
衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波一二一・五MHz及びG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz
［同上］	［同上］